

令和 8 年 度

八 尾 市

公 共 用 水 域 の 水 質 測 定 計 画

八 尾 市

令和8年度八尾市公共用水域の水質測定実施日程

日 程
令和8年5月12日(火)
令和8年7月1日(水)
令和8年8月4日(火)
令和8年11月5日(木)
令和9年1月7日(木)
令和9年2月2日(火)

\*日程については、大阪府の令和8年度水質測定計画に準ずる。

## 令和8年度八尾市公共用水域の水質測定計画

### (目的)

1. この測定計画は、水質汚濁防止法第15条の規定により、八尾市内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

### (測定点及び測定回数)

2. 測定地点及び測定回数は、原則として別表-1、別図-1のとおりとする。  
8河川 9地点(準基準点 5地点、その他の地点 4地点)

### (測定計画期間)

3. 測定計画期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (測定項目)

4. 測定項目は、原則として次のとおりとする。

#### (1) 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。)

#### (2) 生活環境項目

水素イオン濃度、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量  
浮遊物質、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

#### (3) 特殊項目

ノルマルヘキサン抽出物質(油分)、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、陰イオン界面活性剤、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸性りん

#### (4) 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブテン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS及びPFOA

#### (5) その他の項目

気温、水温、色相、臭気、透視度、流量

(試料の採取等)

5. 試料の採取等については、原則として次のとおりとする。
  - (1) 試料の採取の実施に当たり、健康項目については、水域の水量の如何に関わらず随時、生活環境項目については、水域が通常の状態（低水量以上の流量がある時）にある時期とする。
  - (2) 流量観測は、採水時に測定点で実施する。
  - (3) 試料採取は流心で行い、6時間間隔で2回採取し、混合試料とする。ただし、水素イオン濃度及び4.(5)のその他の項目については、個々の試料について測定する。また、以下のものについては、原則として午後3時に最も近い採水時のものを測定する。
    - ・溶存酸素量、全亜鉛
    - ・健康項目（硝酸性窒素および亜硝酸性窒素を除く）
    - ・特殊項目（硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸性りん及び陰イオン界面活性剤を除く）
    - ・要監視項目
  - (4) 以上の他は、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）に準拠する。

(測定方法等)

6. 測定方法及び報告下限値等は、原則として別表-2のとおりとする。なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

(その他)

7. その他本計画に記載のない事項等については、大阪府及び測定機関等の関係機関と協議の上、定める。